

〔倭訓栞前編三〕いさむ 勇をよみ、新撰字鏡に詢もよめり、率なふと義通へり、諫諍をよめるも勇也と注せり、歌に伊駒山いさむる峯などつゝけるも、駒のいさむる意なり、文選に半漢をよめり、日本紀に制字、万葉集に禁字をよめるも、諫諍と意かよへり、歌に多くよめり、俗に神をいさめるといふも、勇より出たり、

いましむ 戒をよめり、令忌の義なり、勅をよむは、誠勅の義也、警字も同じ、縛をいましむといふは、禁戒の意なり、

〔倭訓栞平編五〕をしふ 教又誨又訓をよめり、人を教ふるは、愛惜する情より起ればばたらかしたる詞成べし、

〔倭訓栞佐前編十〕さとす 諭をよめり、令悟の意也、日本紀に了もよめり、

〔十六夜日記〕むかしかべのなかよりもとめ出たりけんふみの名をば、今の世の人のこは、夢ばかりも身の上のこと、はざらざりけりな、みづくきの岡のくず葉かへすぐ もかきおくあとたしかなれども、かひなきものは、おやのいさめなり、

〔太平記十六〕正成首送故郷事

母急ギ走寄テ、正行ガ小腕ニ取付テ、泪ヲ流シテ、申シケルハ、○中角テハ父ガ名ヲ失セハテ、君ノ御用ニ合進ラセシ事有ベシ共不覺ト、泣々勇メ留テ、拔タル刀ヲ奪トレバ、○下

〔今川記三〕今川了俊同名仲秋ヘ制詞條々、○中略

應永十九年二月日

是當家の龜鑑なり、誠に萬代不易の庭訓なるべし、○下略

沙彌了俊、○中略

〔續日本紀聖武十五〕天平十五年五月癸卯、宴群臣於内裏、皇太子謙 孝親饌五節、右大臣橘宿禰諸兄奉詔、奏太上天皇○元曰、○中 太上天皇詔報曰、現神御大八洲我子天皇乃掛母畏伎天皇朝廷乃始賜比